

○通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業  
介護老人保健施設リハパーク舞岡 運営規程

令和3年4月1日

目次

- 第1章 通所リハビリテーション・及び介護予防通所リハビリテーションの目的及び運営方針等  
(第1条～第2条)
- 第2章 事業者の名称、従業者の職種、員数及び職務の内容(第3条)
- 第3章 営業日及び入所定員(第4条～第6条)
- 第4章 入所者に対する施設サービス内容及び利用料その他の費用の額(第7条～第10条)
- 第5章 施設の利用に当たっての留意事項(第11条～第14条)

第1章 通所リハビリテーション・及び介護予防通所リハビリテーションの目的及び運営方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人親善福祉協会が開設する介護老人保健施設リハパーク舞岡(以下「事業所」という。)において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、施設の医師、理学療法士、作業療法士、看護師等の看護職員、介護職員(以下「通所リハビリテーション従事者」という。)が要介護状態の利用者に対し、適切な通所リハビリテーション及び、要支援状態の利用者に対しては、適切な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(施設の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援・要介護状態等になった場合においても、心身の状況、病歴をふまえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

前2項のほか、「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

第2章 事業者の名称、従業者の職種、員数及び職務の内容

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称

- (1) 名称 介護老人保健施設 リハパーク舞岡
- (2) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 3048-4

### 第3章 営業日及び入所定員

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 医師 1名

(入所介護事業と兼務)利用者の健康管理を行う。

(2) 看護職員 2名

医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

(3) 作業療法士または理学療法士 2名

日常生活を営むのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための機能訓練を担当する。

(4) 介護職員 14名

日常生活上の介護並びに健康保持のための相談や助言を行う。

(5) 管理栄養士 1名

利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 休業日 日・祝日及び12月30日～1月3日まで休みとする。

(3) 営業時間 9:00～18:00までとする。

(4) サービス提供時間 10:00～16:10までとする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合わせて1日45名とする。

### 第4章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

(1) 居宅介護支援計画に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案

(2) 必要な事項についての指導及び説明

(3) 入浴

(4) 食事

(5) リハビリテーション・リクリエーション行事 等

(6) 送迎

(利用料等)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該居宅サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受

けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの送迎に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 3 食費 670 円を徴収する。
- 4 おやつ 100 円を徴収する。
- 5 おむつ代については別紙料金表に明記。
- 6 その他、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、その都度、利用者又は家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。
- 7 利用料等の支払いを受けた時は、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 10 利用前営業日の12時までに欠席の連絡がない場合、あるいは無断で欠席された場合、キャンセル料として、午前利用 670 円・1日利用 770 円・午後利用 100 円を請求する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

実施地域

戸塚区	舞岡町・南舞岡・戸塚区の一部・上倉田町・下倉田町・吉田町・柏尾町・上柏尾町
港南区	下永谷・上永谷・丸山台・日限山・野庭町・上永谷町・日野・日野南の一部・芹が谷

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な設置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 この事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 金銭・貴重品の管理、宗教活動、ペットの持ち込み等の留意事項は以下のとおりとし、利用者に説明した後、同意を得るものとする。

喫煙は、所定の場所とする。火気の取扱いは、施設内では禁止。設備、備品の利用は、施設職員に使用方法を聞き、充分注意。所持品・備品等は、使いなれたものを使用する。金銭・貴重品の管理は、利用者ご自身で責任を持って管理する。当施設内での宗教活動は、禁止とする。ペットの持込みは、禁止とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの必要な措置を講ずることとする。

2 利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

3 利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回(内1回は夜間想定)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は提供した通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う質問もしくは照会、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本施設は、提供したリハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

通所リハビリテーション

	長時間型コース			
	単 位	利用者負担額【1回】		
		1割	2割	3割
要介護1	710単位	773円	1,545円	2,318円
要介護2	844単位	919円	1,837円	2,755円
要介護3	974単位	1,060円	2,120円	3,180円
要介護4	1,129単位	1,229円	2,457円	3,685円
要介護5	1,281単位	1,394円	2,788円	4,182円

	短時間型コース			
	単 位	利用者負担額【1回】		
		1割	2割	3割
要介護1	483単位	526円	1,051円	1,577円
要介護2	561単位	611円	1,221円	1,832円
要介護3	638単位	695円	1,389円	2,083円
要介護4	738単位	803円	1,606円	2,409円
要介護5	836単位	910円	1,819円	2,729円

★加算項目

	単 位	利用者負担額【1回】		
		1割	2割	3割
リハビリテーションマネジメント加算 B11	830単位	903円/月	1,806円/月	2,709円/月
リハビリテーションマネジメント加算 B12	510単位	555円/月	1,110円/月	1,665円/月
リハビリテーション提供体制加算	24単位	27円/日	53円/日	79円/日
	12単位	13円/日	26円/日	39円/日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位	120円/日	240円/日	359円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 1	240単位	262円/日	523円/日	784円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 2	1,920単位	2,089円/月	4,178円/月	6,267円/月
入浴介助加算	40単位	44円/日	87円/日	131円/日
中重度者ケア体制加算	20単位	22円/日	44円/日	66円/日
栄養改善加算	200単位	218円/回	436円/回	653円/回
重度療養管理加算	100単位	109円/日	218円/日	327円/日
若年性認知症受入加算	60単位	66円/日	131円/日	196円/日

口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位	22 円/回	44 円/回	66 円/回
送迎減算	-47 単位	-52 円/片道	-103 円/片道	-154 円/回
サービス提供体制加算 I	22 単位	24 円/回	48 円/回	72 円/回
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×4.7%			
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数×2.0%			

★その他の料金

区 分	単 位	利用者負担額	
食費	1 日につき	670 円	※食費・おやつ以外は、別途消費税を徴収する (端数は四捨五入とする。)
おやつ	1 日につき	100 円	
日用品費	利用者が希望する場合	委託業者の単価表による	
教養娯楽費	利用者が希望する場合	実費	
おむつ代	必要時	実費	※別紙一覧表

★キャンセル料

利用前営業日の 12 時までにご連絡いただいた場合	無料
利用前営業日の 12 時以降にご連絡いただいた場合	午前利用 670 円
無断で欠席された場合	1 日利用 770 円 午後利用 100 円